

## 下水道にはモノを流さないよう、お願いします

家庭等の汚水の排除を通して、私たちの暮らしを陰ながら支える下水道。

その下水道に、規定外の廃水・異物が流されると、

ご自宅内の排水管や下水道管の詰まり、マンホール内ポンプの故障を招き、

深刻なときは、道路に下水があふれ出してしまうこともあります。

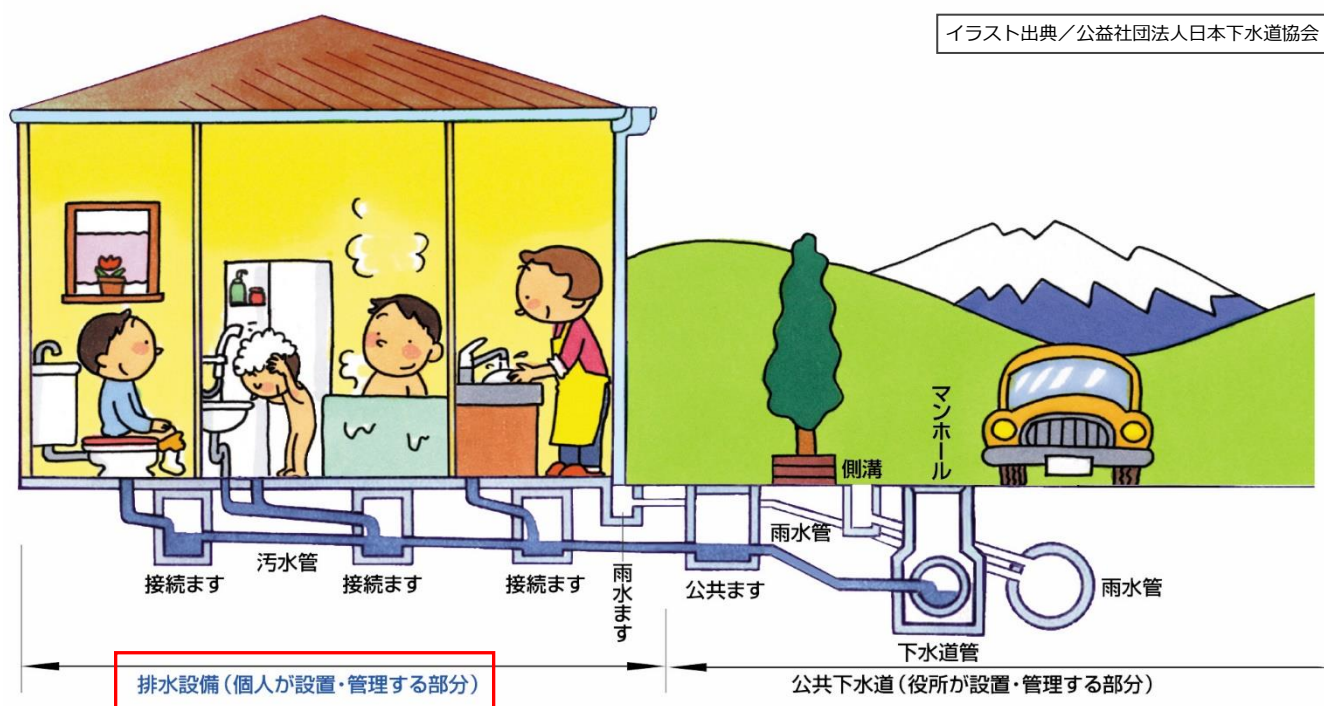
台所・洗面所・お風呂の排水口、トイレからは、

下水道の詰まり・故障の原因となる異物を流さないようにしましょう。

次のようなモノ（異物）は、下水道に流さないで！

ティッシュペーパー	使い捨てマスク	ウェットティッシュ
紙おむつ・おしりふき	衛生・生理用品	化粧品類
生ごみ	食用油、てんぷら油	残飯・ガム
古紙	プラスチック製容器包装	食品用ラップ、ポリ袋
毛髪	パンツ、ストッキング	タオル・ハンカチ
ガソリン等の燃料	タバコの吸い殻	農薬、殺虫剤
雨水	土・砂	落ち葉等

イラスト出典／公益社団法人日本下水道協会



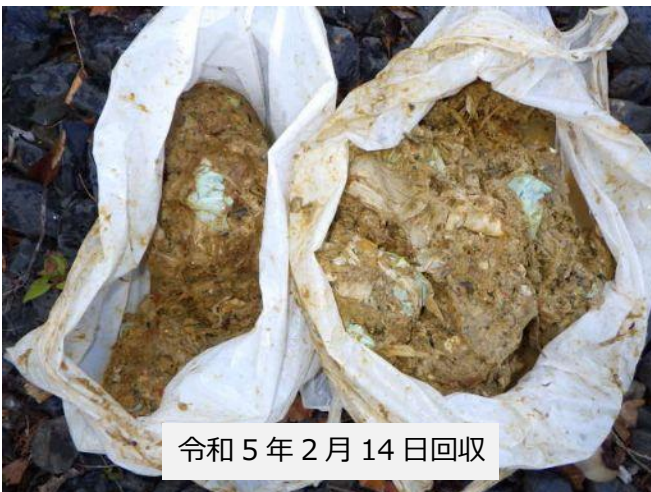
■■■ 東海村からのお知らせ ■■■

村内の下水を排除するためのマンホール内ポンプ（34 か所）の一部、  
本来、下水道に流してはいけないモノ（異物）の引っ掛かり・詰まりが  
継続的に毎月確認されています。【写真参照】

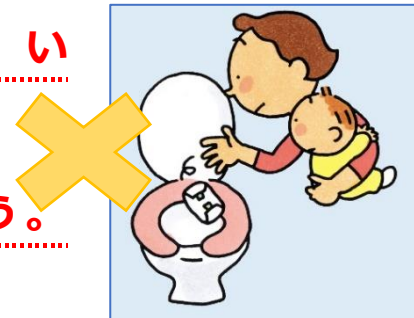
その異物が元々何であったか、原形をとどめておらず、判別はできませんが、  
ティッシュペーパーやマスク、ウエットティッシュ、生理用品、繊維製品など  
と見受けられます。

これらが流されて、御自宅の屋内外の排水管内で詰まると、  
下水道に排水することができなくなり、その解消のため、  
御自身での業者手配などの対応が必要となります。

村内の下水を排除するマンホールポンプから回収した異物



下 水 道 に は 、  
生活排水以外のモノ（異物）を  
流 さ な い  
よ う に  
し ま し ょ う。



令和5年7月 ■ 東海村（建設部下水道課）

TEL.029-282-1711（内線1192）／電子メール gesuidou@vill.tokai.ibaraki.jp